

課外活動団体 御中

課外活動団体顧問・監督 各位

学生支援センター

所長 宇野 文夫

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う課外活動について（改定）

〔適用期間 2020年11月18日～当分の間：フェーズ2〕

課外活動禁止の段階的解除に伴い、10月29日に改定した「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う課外活動について」を一部改定します。新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、課外活動を行う学生一人一人が引き続き適切な行動を取るよう周知徹底していただくことを重ねて要請いたします。

なお、新型コロナウイルス感染状況および政府等からの通知によっては新たな対応を行う可能性があります。

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う課外活動について（改定）

1. 課外活動等の実施について

(1) 合宿、遠征、新入生勧誘等のイベントの禁止

当分の間、合宿・遠征・イベントの実施を原則禁止してください。新入生の課外活動の見学等については、課外活動再開済の団体のみ可能とします。

(2) 通常の活動および練習について

一定の条件下での活動を可能とします。後段の「2. 課外活動再開申請措置について」に従い、感染拡大防止策及び活動理由・活動内容等を申請し、受理された課外活動団体のみ、申請内容の範囲で施設の利用、通常の活動および練習をすることを可能とします。

【他大学等との合同練習および練習試合について】

他大学等との合同練習および練習試合に関しては、以下に規定します。

- ① 宿泊を伴う他大学等との合同練習および練習試合は禁止。
- ② 他大学等へ出向く合同練習および練習試合は、相手校が感染防止策を講じていること、試合時の感染防止策を講じていることを前提に可能とします（試合届・行事届の提出時に相手先の感染防止策および試合時の感染防止策を提出すること）。
- ③ 貸し切りバス等を利用して移動する場合は、バス会社等が定めた感染防止ガイドラインを遵守すること。
- ④ 本学施設を使用しての合同練習および練習試合は許可制とします。

実施を希望する場合、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための課外活動ガイドライン」にある「4. 本学施設を使用しての合同練習および練習試合について」に従い、申請してください。

【外部施設の利用について】

外部施設を利用については、以下に規定します。

- ① 外部施設を利用した練習試合は、相手先が感染防止策を講じていること、試合時の感染防止策を講じていることを前提に可能とします（行事届の提出時に相手先の感染防止策を提出すること）。
- ② 外部施設を利用した練習は、外部施設運営団体等が定めた感染防止ガイドラインを遵守する

こと。(外部施設を利用する場合は、施設予約をする前に必ず学生支援センターに外部施設運営団体等が定めた感染防止ガイドラインを提出すること)。

(3) 公式戦への参加について

公式戦(本戦・予選・外部機関から参加依頼を受けた行事※1)は、(2)において申請が受理された団体のみ、主催者の方針・指示に従い、実施(参加)の検討をしてください。なお、公式戦(本戦・予選)の実施(参加)に関しては、以下に規定します。

※1 外部機関から参加依頼を受けた行事は、原則文化会団体、独立団体のみ適用する。

- ① 連盟、協会等の各競技団体、主催者側が作成しているガイドラインを遵守すること。
- ② 本学施設を使用しての公式戦(本戦・予選)開催は許可制とします。
開催を希望する場合、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための課外活動ガイドライン」にある「4. 本学施設を使用しての公式戦(本戦・予選)開催について」に従い、申請してください。
- ③ 貸し切りバス等を利用する場合は、バス会社等が定めた感染防止ガイドラインを遵守すること。
- ④ 宿泊を伴う公式戦(本戦・予選)の参加については許可制とします。
参加を希望する場合、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための課外活動ガイドライン」にある「3. 宿泊を伴う公式戦(本戦・予選)参加について」に従い、申請してください。

(4) 顧問監督等の視察について

視察については、視察先に訪問の許可を得た上で実施してください。その場合、マスク着用等、感染防止の対策の上、訪問してください。

(5) 総合型地域スポーツ・文化クラブの実施について

総合型地域スポーツ・文化クラブにおける「スポーツクラブ」「スポーツ・文化教室」「スポーツフェスタ」の取扱いは以下のとおりとします。

① 申請対象について

【スポーツクラブ】

既に課外活動再開済の団体のみ申請可能です。実施を希望する団体は「②申請要領について」に従い、申請してください。

【スポーツ・文化教室】

原則禁止してください。当面の間禁止とします。

【スポーツフェスタ】

既に課外活動再開済の団体のうち、昨年度までにスポーツフェスタを開催した実績のある団体のみ開催申請が可能です。実施を希望する団体は「②申請要領について」に従い、申請してください。

② 申請要領について

【申請書類】

- ・新型コロナウイルス状況下における課外活動再開申請書
※屋外および屋内施設利用団体は様式1、室内施設利用団体は様式6
- ・部員名簿〔活動再開申請〕(様式2)
※運営側参加者(部員・指導者等)全員の氏名等を記載したもの
- ・参加承諾書(様式3)

【申請先】

- ・学生支援センター(KPCまたはKAC)

【申請期限】

- ・開催希望日の1ヵ月前まで（大学休業日を考慮すること）。

(6) 指定クラブ強化特別入試受験希望者への面談等実施について

活動が既に再開されている団体は、別掲の「指定クラブ強化特別入試受験希望者への面談等実施に伴うガイドライン」に従い、面談等を実施することが可能です。

活動が再開されていない団体が面談等実施を希望する場合、所定の申請様式に感染拡大防止策及び活動理由・活動内容等を記載し、学生支援センターに提出してください。学生支援センターが申請内容を確認し、受理された団体のみ実施を認めます。但し、上記「面談等実施に伴うガイドライン」及び、活動再開申請の条件（後段2(1)）を遵守し、指導者が必ず立ち会ってください。

【申請書類】

- ・面談等実施申請書（様式1）
- ・部員名簿〔面談等実施申請〕（様式2）
- ・参加承諾書（様式3）

※参加承諾書は、極力最初に部員全員のものを提出すること。

2. 課外活動再開申請措置について〔フェーズ2〕※下記フェーズ表参照

9月23日以降は「フェーズ2」の段階とします。

課外活動を希望する場合、所定の申請様式に感染拡大防止策及び活動理由・活動内容等を記載し、学生支援センターに提出してください。学生支援センターが申請内容を確認し、受理された団体のみ活動を認めます。但し、下記「(1)課外活動再開申請の条件」を満たすこととします。

(1) 課外活動再開申請の条件〔段階的解除フェーズ2相当〕

- ・3つの密（密閉、密集、密接）の発生が原則想定されないこと。
※3つの密（密閉、密集、密接）とは、これまで集団感染が確認された場に共通する「①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる」という3つの条件のこと。
- ・「新型コロナウイルス感染拡大防止のための課外活動ガイドライン」を踏まえ、指導者の指示の下、感染防止対策を確実に講じることができ、指導者が対策を講じた状況を確認できること。
※感染防止対策の確実な実施を証明するため、申請時に消毒液等の領収書もしくは実物を提示する。
- ・連盟、協会等の各競技団体が作成しているガイドラインを遵守できること。
- ・大学内で学内 Wi-Fi スポットを使用してよいのは対面授業の週のみであり、遠隔授業の週に学内 Wi-Fi スポットを使用しないこと。
- ・課外活動において室内施設を利用する場合は、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための課外活動ガイドライン」にある「6. 室内施設を利用する課外活動について」に従ってください。
- ・以下の団体については、上記に加え、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための課外活動ガイドライン」にある「7. バンド活動を伴う音系団体の課外活動について」に従ってください。

【対象団体】

アメリカ民謡研究会、音楽研究会“アコースティックノーツ”、ギター部、軽音楽部、フォークソング部、ブルース研究会、Jazz Player's Club、K P C 薬学軽音楽部

※今回の課外活動再開申請措置は、任意団体を除くすべての団体（演劇部含む）が対象となります。

※施設の利用が団体間で重複した場合、日時等を調整のうえ課外活動を実施すること。

(2) 申請の手順、書類等

活動再開を希望する団体は、所定の申請様式に従って感染拡大防止策及び活動理由・活動内容等を記載し、学生支援センターに提出してください。なお、提出された申請内容が「(1)課外活動再開申請の条件」を満たしていないと学生支援センターが判断した場合は、活動再開ができません。加えて再開後は、毎日、体温・風邪症状チェック表（様式5）で部員全員の体調管理を行い、学生支援センターからの要請に応じて提出できるよう備えてください。また、室内施設利用団体（文化会団体等）は、活動報告書を活動日毎に作成し、学生支援センターからの要請に応じて提出できるよう備えてください。

【申請書類】

- ・新型コロナウイルス状況下における課外活動再開申請書

※屋外および屋内施設利用団体は様式1、

室内施設利用団体（文化会団体等）は〔室内施設〕様式6

- ・部員名簿〔活動再開申請〕（様式2）

- ・参加承諾書（様式3）

※参加承諾書は、極力最初に部員全員のものを提出すること。

【報告書類（※基本的には提出不要。学生支援センターからの要請に応じて提出する）】

- ・体温・風邪症状チェック表（様式5）

※既に同じ項目で体調管理をされておりその書面があれば、

そちらを提出していただいて構いません。

- ・活動報告書〔室内施設利用団体（文化会団体等）のみ〕

3. 課外活動禁止の段階的解除について

重要なのは、1日も早く課外活動が再開することではありません。再び感染拡大を発生させないために、感染防止の対策を確実に講じることを最重要事項とします。そのことを前提に今後の状況の変化に応じて段階的に活動禁止の解除をしていきます（フェーズ表参照）。なお、各フェーズにおける解除内容については変更する可能性があります。

フェーズ2		独立団体・体育会・文化会等						任意団体		
BCP		許可制 屋外施設	許可制 屋内施設	許可制 室内施設	屋外施設	屋内施設	室内施設			
レベル1	フェーズ1	/	/	/	/	/	○	○		
レベル2	フェーズ2							○	○	○
	フェーズ3				○					
	フェーズ4				○					
レベル3	フェーズ5	○	○	○						
	フェーズ6	○								
レベル4・5	フェーズ7	課外活動禁止								

※屋外施設とは、屋外施設の活動を主とする団体のこと（屋外競技）

※屋内施設とは、屋内施設の活動を主とする団体のこと（屋内競技）

※室内施設とは、室内施設の活動を主とする団体のこと（文化会等）

【担当窓口】 学生支援センター 課外活動担当 <KPC1>078-974-4574 <KAC> 078-974-1839

以 上